〔改訂版〕

Q&A 生活保護利用者をめぐる法律相談

【編集】大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部

新日本法規

38　インターネットでのライブ配信において「投げ銭」を受け取った場合

Q　生活保護を利用していますが、時間があるときにインターネットのライブ配信をしており、ときどき視聴者から「投げ銭」を受け取ることがあります。受け取った「投げ銭」は、収入として福祉事務所に報告しなければならないのでしょうか。

A　「投げ銭」が現金又は現金と同様に使用できるものであれば、保護の実施機関に対し、届出をする必要があります。

解　説

1　「投げ銭」とは何か

元来、「投げ銭」とは、路上において大道芸や音楽を演奏する者などに対し、観客が投げ与える金銭をいいますが、インターネット上における「投げ銭」は、インターネット上で配信している動画、音声等の情報に対し、その視聴者がオンラインで送金することです。運営サイトによって具体的なシステムが異なりますが、配信者が受け取った「投げ銭」は、現金又は現金と同様の交換価値を持つポイントとして使用することができます。

2　収入に当たるか

「投げ銭」を現金ではなく、ポイントで受領していても、ポイントは「現金と同様に使用できるものは現金と同様に取り扱うもの」とされていますので（問答集問８－29－２、別冊問答集318頁）、社会通念上収入

として認定することを適当としないもののほかは、全て収入として認定されることとなります。

そして、その収入が、就労に伴う収入のうち「農業以外の自営収入」（次官通知第８・３（１）ウ、保護手帳376頁）に当たる場合は、ネット接続料金、通信費等、ライブ配信のための費用は、必要経費として収入認定から除外してもらうことができ、必要経費を除いた金額に基礎控除額表が適用されます。また、「その他不安定な就労による収入」（次官通知第８・３（１）エ、保護手帳377頁）に当たる場合には、月額１万5,000円を超える額が収入として認定されます。

３　収入の届出

よって、「投げ銭」であっても、現金又は現金と同様に使用できるポイントを受け取った場合は、保護の実施機関に対し、速やかに届け出なければなりません（生保61）。仮に、そのような届出をせず、保護費を受領した場合、いわゆる不正受給として、生活保護法78条に基づき、保護費の徴収を求められる場合があります。

39　商品購入時のポイントの付与

Q　生活保護利用者です。スーパーマーケットやコンビニエンスストアで食材などを購入する場合、ポイントをもらうことがあり、時折、たまったポイントで買い物をすることがあります。もらったポイントは、福祉事務所に報告しなければならないのでしょうか。

A　当該店舗や企業の割引やサービスの一環として付与されるポイントについては、収入には認定されませんので、保護の実施機関に対して届出をする必要はありません。

解　説

1　商品購入時に付与されるポイント

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の販売店で商品を購入する場合、購入金額に応じてポイントが付与されることがあります。そのポイントは、その販売店のみならず、別の店舗での買い物の際に現金と同様に商品の購入代金に充てることができます。

2　収入として認定されるのか

商品の購入の際に付与されるポイントが、店舗や企業の割引やサービスの一環としての性格を有するものであれば、収入には認定されません（問答集問８－29－２、別冊問答集問318頁）。

しかし、例えば、インターネットで買い物をした際に「抽選で○○名に50000ポイントを進呈」などのような、一定の契約をする際の特典として高額のポイントが一部の購買者に抽選で付与される場合は、「他からの仕送りや贈与等の性格を有するもの」であるとされる可能性が

あり、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、全て収入として認定されることとなります（別冊問答集318頁）。

３　ポイントが相当額たまった場合

割引の性格を有するポイントであっても、長期間にわたってためるなどした結果、その保有金額が相当額に至った場合、生活保護費を原資とする預貯金と同様の扱い（前掲Ｑ36参照）をされるおそれがありますので注意が必要です。

62　保護費からの天引きについて

Q　私は、生活保護を利用していますが、不正受給による費用徴収請求権について、毎月の保護費からの「天引き」で返還させられています。「天引き」を止めてほしいのですが、どうすればよいでしょうか。

A　生活保護利用者の意思に反して、費用徴収請求権に基づく徴収金を保護費から「天引き」することは許されません。「天引き」に不服がある旨の書面を提出して天引きの取消しを求めるとよいでしょう。

解　説

1　生活保護法78条の２について

平成25年の法改正で新設された生活保護法78条の２（平成26年７月１日施行）は、費用徴収請求権の徴収に当たり、「被保護者が、保護金品〔中略〕の交付を受ける前に、〔中略〕当該保護金品の一部を、〔中略〕徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、〔中略〕保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる」としました。

仮に、本人の意に反する保護費からの天引きが許されるとすれば、「被保護者は、既に給与を受けた保護金品〔中略〕を差し押さえられることがない」（生保58）という差押禁止規定、及び差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止規定（民510）に明らかに抵触し、生存権保障の実施機関の役割と相容れません。

生活保護法78条の２も被保護者の申出があることを前提としてお

り、強制的な天引きを認めたものではありません。厚生労働省の通知においても、「申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申し出の取消しを認めること。」とされているところです（「生活保護費の費用返還及び費用徴収の決定について」（平24・７・23社援保発0723第１））。

したがって、天引きに不服がある場合には、その旨を記載した書面を提出して天引きの取消しを求めるとよいでしょう。

２　国税通則法の適用除外

費用徴収請求権について「国税徴収の例により徴収することができる」（生保78④・77の２②）とされていることからすると、納税の猶予期限（国税通則法46）との関係から原則１年（最大２年）以内に完納しなければならないかのようにも思われます。

しかし、特に返還総額が大きい場合に２年以内の完納を強いることは生活保護利用者の生存を脅かすこととなる事態が十分に想定され、極めて問題があります。公課の徴収について「国税徴収の例」による場合でも「公課の性質」に反する場合には国税徴収に適用される法規の準用は認められません（浅田久治郎『租税徴収の理論と実務』71頁（金融財政事情研究会、1970））。費用徴収請求権は、生存権を保障する生活保護法上の公課ですから、その性質上、生活保護利用者の生存を脅かす事態が十分予想される国税通則法46条の準用はされないものと解すべきです。なお、生活保護法78条の２が「被保護者が申し出ること」と「被保護者の生活の維持に支障がないこと」を保護費からの徴収の前提条件としていることも、こうした公課の性質を示しているといえます。

新日本法規